

昭 川

町 1680 課号
行 122 集
川 1 集
発 行 編 務
1969.4.20

三月町議会

二十八議案を原案可決

三月町議会定例会は、十日招集各常任委員会において審査を行い十八日日本会議において何れも原案の通り可決した。

一、固定資産評価審査委員の選任について

〇任期満了による宮武末春委員の再選に同意

二、農業共済損害評価会委員の選任について

〇任期満了による委員を次のように選任これに同意した。

- 名 荷 谷 山本登志夫
- 大 谷 山崎 一
- 山鳥坂 下石 勲
- 予子林 山崎 進
- 山鳥坂 中島 友保

三、特別職の給与と条例の改正について

〇町 長八〇〇〇〇円を七〇〇〇〇円に

助 役六五〇〇〇円を五五〇〇〇円に

収入役六〇〇〇〇円を五〇〇〇〇円に

昭和四十四年四月より次のように適用する。

昭和四十四年四月より次のように改正する。

町 長 九〇〇〇〇円

助 役 八〇〇〇〇円

収入役 七五〇〇〇円

四、職員給与と条例の改正について

〇補正額六六〇千円の減額

予算合計三、一五六千円となる。

〇大字の区域一部変更について

〇地籍調査実施区のうち大字中居谷、名荷谷の一部を変更する。

〇大字中居谷及び名荷谷のうち地籍調査完了分について小字を廃止した。

〇愛媛県収入証紙購入基金条例の設定

〇収入証紙関係を別途取扱いとす

- 山鳥坂 菊本 寛
- 和氣 喜久
- 松岡 満男
- 上川 武男
- 橋本 秀行
- 山崎 国男
- 予子林

〇町 長八〇〇〇〇円を七〇〇〇〇円に

助 役六五〇〇〇円を五五〇〇〇円に

収入役六〇〇〇〇円を五〇〇〇〇円に

昭和四十四年四月より次のように適用する。

昭和四十四年四月より次のように改正する。

町 長 九〇〇〇〇円

助 役 八〇〇〇〇円

収入役 七五〇〇〇円

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇積立金の制度を作る。

〇国家公務員に準じて昭和四十三年七月より給与を改訂する。

〇昭和四十三年度一般会計梅正予算

〇敷水道路費の追加、ブルドーザー

〇基金の積立、林構事業関係観

〇光費、災害工事費、給与改訂等

〇合計三、一八千円を追加昭和四十三年

〇昭和三十九年度国民健康保険会

〇補正額五七九千円のうち保険

〇給付費の増し五八〇千円予算

〇合計四、二六千円となる。

〇七、同年度農業共済事業特別会計補

〇正予算

〇補正額二七六千円の減額

〇災害が少なかつた為減となる

〇予算合計六、一六千円となる。

〇八、同年度給食センター補正予算

〇補正額九千円、予算合計一、三

〇三、九千円となる。

〇九、同年度ブルドーザー事業会計補

〇正予算

〇補正額六六〇千円の減額

〇予算合計三、一五六千円となる。

〇大字の区域一部変更について

〇地籍調査実施区のうち大字中居谷、名荷谷の一部を変更する。

〇関する条例の一部改正

〇母子健康センター入所に対する

〇補助金六五〇〇円を七五〇〇円

〇に増額

〇十六、町議会議員の報酬及び費用弁

〇償条例の一部改正

〇議 長 月一三、〇〇〇円を一七

〇〇〇〇円に

〇副議長 一〇、五〇〇円を一三

〇〇〇〇円に

〇議員 九、五〇〇円を一三、〇

〇〇〇〇円に改め本年四月

〇より施行する。

〇十七、報酬及び費用弁償額に關する

〇条例の一部改正

〇農業委員会 長 年二五、〇〇〇円

〇副会長 二二、〇〇〇円

〇全 委員 二〇、〇〇〇円

〇監査委員(知識経験者)

〇日額 一、五〇〇円

〇同(議員) 一、二〇〇円

〇公民館長 年 五、〇〇〇円

〇分館長及び主事 一、〇〇〇円

〇とし本年四月より施行する。

〇十八、教育委員会委員の報酬及び費

〇用弁償条例の一部改正

〇委員長 年五、五〇〇円

〇委員 四、〇〇〇円に改め

〇本年四月より施行する。

〇十九、鹿野川消防団員の定員、任免

〇給与、服務等に關する条例の一

〇部改正

〇定員三三四人を二六二人とする

〇團長・副團長・団員手当を二、〇

〇〇〇円増額し四月より施行

〇二十、職員給与に關する条例の一

〇部改正

〇給与表の等級を三等級を四等級

〇に改め給料表の合理化を図る。

〇二十一、職員の旅費に關する条例の

〇一部改正

〇宿泊料を改めた。

〇二十二、より二十八迄は昭和四十四

〇年度一般会計並に特別会計予算

〇予算についての細部は次号に登

〇録しなればなりません。

〇犬の所有者は毎年一回知事に登

〇録しなればなりません。



飼犬の登録と 予防注射

昭和四十四年度の畜犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程でおこないます。犬の所有者は必ず登録と予防注射を受けてください。

日程

- 五月一日(木曜日) 中居谷弁天 午前九時～九時半
- 正山小学校 午前十時～十時半
- 予和川集会所 午前十時四十五～十一時半
- 岩谷小学校 午後一時～二時
- 鹿野川役場前 午後二時半～三時半
- 五月二日(金曜日) 大谷小学校前 午前九時～十時
- 予子林農協裏 午前十時半～十一時半
- 中津元小学校 午後一時半～二時

登録手数料 三〇〇円
注射料金 二六〇円

〇犬の所有者は毎年一回知事に登録しなればなりません。

〇犬の所有者は毎年二回(六ヶ月に一回)狂犬病予防注射を受けなくてはなりません。

〇不用になつた犬や、近所に野良犬、野犬等がおれば当日引出していただくようお願いいたします。

お知らせ

- 一、妊婦検診 四月二十五日午後一時半～三時 町役場二階
- 二、乳児健康相談 四月二十八日午後一時半～三時 町役場二階
- 該当者 生後二ヶ月から十二ヶ月までの赤ちゃん
- その他希望者

〇害虫駆除薬の斡旋について

蚊や、ハエ、その他の害虫を駆除するために、本年度も役場で駆除薬(乳剤・油剤・その他)の斡旋をいたします。

部落や婦人会、公民館等であらめて早目に役場衛生係まで申込んでください。

一口医学

リューマチ熱は 初期が大切
リューマチ熱という、中年すぎの人の病気のよう、思いがちですが、実は子供に多く、しかもふえる傾向にある病気なのです。結核によく似た高低のある熱が毎日続き、手足の関節が痛んだりはれたりするのが特徴で、合併症がなければ一週間から一ヶ月くらいでなおります。

